

長野県

飲食店等における「ワクチン・検査パッケージ」運用マニュアル

令和3年12月28日 第1版

本マニュアルは、緊急事態宣言等により、飲食等における行動制限が要請された際に、その行動制限を緩和するために、店舗において運用する「ワクチン・検査パッケージ」の具体的な方法について解説するものです。

注意事項

- 行動制限の緩和を行う場合には、事前に長野県に登録する必要があります。
- 行動制限を緩和することが主な目的ですので、感染が沈静化し、行動制限のない時期に運用しなければならないものではありません。
- 感染状況によっては、国・県の判断により、ワクチン・検査パッケージ制度を適用せず、行動制限が維持される場合があります。
- ワクチン接種歴に有効期限はありませんが、今後、有効期限が設定されるなど、取り扱いが変わる場合があります。
- 「信州の安心なお店」認証基準となっている感染対策の緩和ではありません。
- ワクチンを接種したとしても感染することがありますので、感染防止対策を徹底してください。

1 飲食店等におけるワクチン・検査パッケージ制度の概要

	信州の安心なお店	<div style="border: 2px dashed red; padding: 10px; text-align: center;"> ワクチン・検査パッケージ 登録事業者 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 80%;">ワクチン接種歴か検査の陰性を確認</div> </div>
飲食	同一テーブル4人以内を要請 (感染警戒レベル5以上の要請)	<div style="font-size: 2em; color: blue; font-weight: bold;">➔</div> 緩和
カラオケ	休業要請 (緊急事態措置における要請) ※緊急事態措置以前であっても、感染状況に応じて行動制限を要請する場合があります。	
		<div style="border: 2px dashed red; padding: 10px;"> 5人以上の同一テーブル利用可 収容率の上限を50%とし、 カラオケ設備の提供可 </div>

対象事業者 以下の業種で「信州の安心なお店」の認証を受けている事業者

- ①飲食業、②カラオケボックス業、③冠婚葬祭業（結婚式場）、
④上記以外で、食品衛生法による飲食店営業許可を有する事業者

事前に行っていたいただくこと

- 「信州の安心なお店」の認証を取得した上で、ワクチン・検査パッケージの「登録申請書兼誓約書」を信州の安心なお店応援キャンペーン事務局提出してください。
- 登録後、「登録店ステッカー」を2枚お送りしますので、店頭に掲示してください。（従前の認証ステッカーは剥がしてください。）

入店時に確認していただくこと

- ワクチン・検査パッケージにより、制限緩和を行う場合は、制限を緩和しようとする利用者のみに対し、入店時に、
 - ✓ ワクチンを2回接種済の方は、「ワクチン接種歴」を、
 - ✓ ワクチンを接種されていない方は「検査結果の陰性」を確認していただきます。
 （4人以下であれば人数制限の範囲内のため、確認は不要です）
 それぞれの確認方法の詳細は次ページをご覧ください。
 （「ワクチン接種歴」と「検査結果」のいずれにも対応できるようにしてください）

2 ワクチン接種歴を確認する場合

予防接種済証（例）

接種券		予診のみ		新型コロナウイルスワクチン 予防接種済証 (備前)	
接種券	2 ワクチン接種 1 回目	予診のみ	1 回目	1回目	接種済証
請求先	〇〇県〇〇市 123456	請求先	〇〇県〇〇市 123456	接種年月日	2021年
患者番号	1234567890	患者番号	1234567890	月 日	
氏名	厚生 太郎	氏名	厚生 太郎	接種場所	
QRコード (18桁)		QRコード (18桁)		メーカー/ Lot No. (シール貼付け)	
接種券	2 ワクチン接種 2 回目	予診のみ	2 回目	2回目	接種済証
請求先	〇〇県〇〇市 123456	請求先	〇〇県〇〇市 123456	接種年月日	2021年
患者番号	1234567890	患者番号	1234567890	月 日	
氏名	厚生 太郎	氏名	厚生 太郎	接種場所	
QRコード (18桁)		QRコード (18桁)		メーカー/ Lot No. (シール貼付け)	
<p>接種を受ける方へ</p> <p>●シールは剥がさずに、台紙ごと接種場所へお持ちください。</p> <p>●右側の予防接種済証は接種が終わった後も大切に保管してください。</p>					
<p>氏名 厚生 太郎</p> <p>性別 〇〇県〇〇市〇〇 999-99</p> <p>生年月日 〇〇年 〇〇月 〇〇日 生</p> <p>〇〇県〇〇市長 日本 一部</p>					

- ① 2回接種が完了していること、
- ② 2回目接種日から14日以上経過していることを確認
- ③ 氏名が身分証明書と一致していることを確認

※見本の「予防接種済証」のほか、「接種証明書」や「接種記録書」等も有効です。
また、これらを撮影した画像、コピーのほか、アプリなど電子化された証明書も有効です。



身分証明書（本人確認）

運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証、学生証など

3 検査結果の陰性を確認する場合

検査結果通知書（例）

検査結果通知書	
<p>この検査結果は、「ワクチン・検査パッケージ制度」等においてのみ有効です。</p> <ul style="list-style-type: none"> 入店・入場等の際に、身分証明書とともに提示してください。 本通知書における検査結果は、新型コロナウイルス感染症の患者であるかどうかの診断結果を示すものではありません。 <p>陽性の方は、入場・入店できません。速やかに医療機関を受診してください。</p>	
①	受検者氏名 _____ (フリガナ _____)
②	検査結果 陰性・陽性・判定不能 ^{※2}
③	有効期限 _____
<p>検査方法 _____</p> <p><input type="checkbox"/> 検体 唾液・鼻ぬぐい液・鼻咽喉ぬぐい液</p> <p><input type="checkbox"/> 使用した検査試薬又は検査キット名 _____</p> <p>※1 検査日のみわかる場合は検査日を記入。抗原定性検査の場合は検査日。</p> <p>※2 判定不能は陰性として取り扱うことはできないため、再度の検査を受けてください。その際、適宜検査の申込みをした事業者等とご相談ください。</p> <p>※3 有効期限：PCR検査等は検体採取日+3日、抗原定性検査は検査日+1日</p>	
<p>事業所名〔又は検査所名〕^{※4} _____</p> <p>検査管理者氏名 _____</p> <p>※4 PCR検査等・抗原定量検査の場合は、検査分所を行った検査所名を記載。</p>	
<p>【陽性の場合】</p> <p>速やかに、電話でかかりつけ医など身近な医療機関に相談してください。</p> <p>（かかりつけ医等を持たない方は、県HP「陽性・検査医療機関について」 https://www.pref.nagano.lg.jp/kansensho/taisaku/simyo_kensa.htmlの一覧をご覧ください。）</p> <p><input type="checkbox"/> 受診先に迷った場合は、下記「受診・相談センター」に電話で相談してください。（電話番号）</p> <p>○県保健福祉事務所（保健所） 24時間 佐久：0267-63-3170 上田：0268-25-7178 諏訪：0266-57-2930 伊那：0265-76-6822 飯田：0265-53-0435 大井：0264-25-2227 松本：0263-40-1939 大町：0261-23-6660 長野市：026-225-9305 北信：0269-67-0249</p> <p>○長野市保健所 24時間 平日8:30~17:15 / 026-226-9964 夜間17:15~8:30 / 土日・祝日：070-2828-6398</p> <p>○松本市保健所 24時間 0263-47-5670</p>	

- ① 「受検者氏名」が身分証明書と一致していることを確認
- ② 「検査結果」が陰性であることを確認
- ③ 「有効期限」を確認

検査結果	有効期限
PCR検査 LAMP法等の核酸増幅法 抗原定量検査	検体採取日 + 3日 (※1)
抗原定性検査	検体採取日 + 1日

- ※1 検体採取から検査結果が出るまで1~2日かかることがあります。
- ※2 左の見本の様式以外であっても有効です



身分証明書（本人確認）

運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証、学生証など

4 その他の注意事項

(1) 12歳未満の児童の対応

- 未就学児（概ね6歳未満）は、同居する親等が同伴する場合は、検査は不要です。
- 6歳以上～12歳未満の児童は、検査による陰性を確認する必要があります。
- 12歳未満の児童の本人確認や年齢確認は、健康保険証等によるほか、本人の自己申告や保護者の申告で構いません。

(2) ワクチン接種歴または検査の陰性確認ができない場合

- ワクチン接種歴などを持参しなかったり、検査の陰性を確認できない場合であっても、同一テーブル4人以下となるようにすることで入店は可能です。

(3) 検査を受けられる拠点

- 無料の検査拠点を県のホームページに掲載していますので、希望される利用者の方にご案内ください。

【長野県ホームページ】

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kansensho-taisaku/vtp/kensa.html>



(4) 登録店舗におけるワクチン・検査パッケージの自主的活用

- 県から発出する行動制限緩和とは関係なく、ワクチン接種証明等の提示をした利用者への、お店独自の優待サービス等に活用することは自由です。

お問合せ先

信州の安心なお店応援キャンペーン事務局

電話 026-217-5219

〒380-0823 長野市南千歳1-10-6

東武トップツアーズ株式会社長野支店

Mail : nagano2021ansin@tobutoptours.co.jp